

吉島新町一丁目町内会 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は吉島新町一丁目町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2章 目的

- 第2条
1. 本会は会員相互の親睦・交流の促進を図ると共に会員の福祉増進と衛生の推進充実・文化活動の向上に寄与し、明るい町づくりをめざすことを目的とする。
 2. 関係団体と連携を密にし、前項に関する事業の達成を図る。

第3章 事業および助成と分掌

第3条 本会は前章の目的を達成するため次の事業を行うと共にこれを助成する。

1. 文化水準の向上を図る為、必要に応じ町民参加の行事（盆踊り・秋祭り・運動会・講演会・講習会・映画会等）の諸行事に関する事。
2. 火災・盗難・暴力・いじめ・非行等の防止に関する事。
3. 老人福祉の向上・子どもの健全育成に関する事。
4. その他本会の目的達成に役立つ事。

- 第4条
1. 前項の事業遂行のため総務部・衛生部・文化部・子ども部・体育部・自主防災会を置く。
 2. 全町内を8区に分け区長を置き、更に各区を若干の組に分け各組長を置き、会員相互の連絡・協力を図る。
区長の任期は2年とし再任することが出来る。
組長の任期は1年とし再任することが出来る。

第4章 会員および役員

第5条 本会の会員は吉島新町一丁目に居住し本会の目的に協力する者で入会手続きを完了し所定の会費を納入している者をいう。

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----|
| 1 会 長 | 1 名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 相談役 | 若干名 |
| 4 会計長 | 1 名 |
| 5 監 査 | 1 名 |
| 6 部 長 | 若干名 |
| 7 副部長 | 若干名 |

第7条 本会の役員は次の手続きにより選出する。

1. 会長は立候補ある時は総会に於いて選挙により選任する。

立候補なき時は各区より選出された選挙委員（各区1名）が推薦し総会の承認を得て選任する。

2. 副会長は会長が指名し、総会の承認を得て選任する。

3. 相談役・各部長は会員の推薦により会長が委嘱する。

4. 会計長・監査・副部長は会長が委嘱する。

第8条 役員の任期は2年とし再任することが出来る。

補欠に依り就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括し総会・役員会を招集し之を司会する。

2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は会長に代わりそれを代行する。

3. 相談役は会長の諮問に応じ会務の推進に当たる。

4. 会計長は本会の会計経理を担当する。

5. 監査は本会の会計を監査する。

6. 部長・副部長は各部の企画運営の掌に当たると共に本会各行事にも協力する。

第5章 会議

第10条 本会は運営上、総会・役員会を開催する。

1. 総会は役員・区長・組長をもって組織し毎年一回定例会を会長が招集する。但し会長又は役員会が必要と認めるとき又は、全会員の1/3以上の要請に依って臨時総会を開くことが出来る。

2. 役員会は必要に応じ随時会長は招集する。

3. 各種会議は構成員の1/2以上の出席を得て成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て議決する。

第11条 総会に於ける議事は次の事項について行う。

1. 役員の承認

2. 前年度の決算の承認

3. 新年度の予算承認

4. 会務の報告

5. 重要な事業計画の協議

6. 会則の改正

第12条 役員会は次の事項について行う。

1. 予算および決算報告の作成

2. 本会の事業の講義および遂行

3. その他必要と認めた事項

第6章 会計

第13条 本会の経理は会費・助成金・寄付金等を以て之に充てる。

第14条 会費は一世帯につき、一か月150円とする。

但し法人会員は事業所の規模等により個々に決定する。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 改正

第16条 会則の改正は総会出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

第17条 本会の運営に必要な認める細則は役員会に於いて定めることが出来る。

第8章 慶弔

第18条 本会の慶弔費の支出は次の通りとする。

1. 慶弔については当分行わない。

2. 弔事については会員何人でも3,000円とする。

第19条 公共団体への寄付金又は分担金については会計より支出する。

第9章 附則

第20条 この会に定めるほか必要な事項は役員会の議決を経て会長が定める。

1. 本会の会則は昭和29年4月1日より実施する。

1. 昭和49年4月1日会則改正

1. 昭和53年4月1日会則改正

1. 昭和57年4月1日会則改正

1. 昭和61年4月1日会則改正

1. 平成 5年4月1日会則改正

1. 平成13年4月1日会則改正

1. 平成17年4月1日会則改正

1. 平成20年4月1日会則改正

1. 平成23年4月1日会則改正

1. 令和 3年4月1日会則改正